

# 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律

(平成一四年一一月二二日法律第一一〇号)

## 一、提案理由(平成一四年一一月一日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣

……………(略)……………

続いて、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済は、引き続き厳しい状況となっておりますが、その潜在的な力量は依然として高いものがあります。その潜在力を生かし、経済活性化と雇用拡大を実現するため、やる気と能力ある中小企業等の育成、発展を進めることが必要であります。このため、創業、新事業など新たな事業活動に挑戦する中小企業等を積極的に支援することを目的として、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業等協同組合法の一部改正であります。創業に活用されている企業組合について、組合員資格を個人に加えて企業や中小企業等投資事業有限責任組合の参加を可能とするとともに、従事比率及び組合員比率を緩和する等の措置を講ずることとしております。

第二に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正であります。中小企業等の資金調達円滑化を図るため、中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を従来の株式会社に対するもののみから有限会社や企業組合に拡大するとともに、その投資事業の範囲を従来の株式投資のみから中小企業が営む事業から収益の分配を受けるための投資に拡大する等の措置を講ずることとしております。

第三に、新事業創出促進法の一部改正であります。新たに創業する者について、株式会社の場合は一千万円、有限会社の場合は三百万円という商法、有限会社法の最低資本金の制限を受けない会社の設立を認める等の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年一一月七日)

村田吉隆君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案につきましては、創業、新事業など新たな事業活動に挑戦する中小企業等を積極的に支援するため、

第一に、中小企業等協同組合法を改正し、企業組合の組合員要件、従事比率及び組合

員比率要件を緩和すること、

第二に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を改正し、有限責任組合の投資手法及び投資対象を拡大すること、

第三に、新事業創出促進法を改正し、株式会社及び有限会社の最低資本金等の制限を受けない会社の設立を認めること等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月一日平沼経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取いたしました。昨日、両案について質疑を行い、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一一月六日）

（中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平一四法一〇九）の附帯決議と一括して掲載）

三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年一一月一五日）

田浦直君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

……………（略）……………

次に、中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案は、創業、新事業など新たな事業活動に挑戦する中小企業等を支援するため、企業組合の組合員資格を個人に加えて企業等を追加すること、中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象を有限会社、企業組合に拡大すること、株式会社等における最低資本金の規制を受けない会社の設立を認めること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、セーフティーネット保証拡充措置の弾力的運用、信用保険財政の基盤強化策、創業・ベンチャー支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しまして五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一一月一四日）

（中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平一四法一〇九）の附帯決議と一括して掲載）